

## 非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等による離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

### ■対象者について

次の①～③全てにあてはまる方が対象となります。

- ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成23年3月31日以後であること
- ②離職日において、65歳未満であること

③雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

### ■適用される期間について

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

### ■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します。）

### ■申請に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 印鑑
- 本人確認書類
- ・1枚の提示でよいもの（顔写真付き）  
：運転免許証等
- ・2枚以上の提示が必要なもの：被保険者証等

### ■申請場所

税務課および各総合支所・出張所

### ■問い合わせ

税務課 課税第1班  
☎0820(74)1008

公平性を確保するために

## 後期高齢者医療保険料の滞納整理を強化しています

### 後期高齢者医療保険の保険料について

後期高齢者医療制度はみんなで支える制度です。

特別の理由もなく保険料を納めないでいると、通常より有効期限の短い保険証（短期被保険者証）を交付することがあります。

そのほか、延滞金が増算されたり、不動産や預貯金などの財産を差し押さえることがあります。

また、保険料が特別徴収（年金から天引きされている）の方でも年度の途中で保険料が増減した場合は、一時的に普通徴収（納付書で納める）になります。

保険料の変更決定通知書を送付しますが、納付方法が変更したことに気付かず納め忘れてしまうことがあります。

督促状や催告書などが届いたときは、お早めにご相談ください。

### ■問い合わせ

健康増進課 医療保険班  
☎0820(73)5502  
税務課 徴収対策班  
☎0820(74)1031

## セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が創設されました

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）とは、健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品（要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

※この特例は現行の医療費控除制度との選択となりますので、この特例を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができません。

### 対象となる医薬品

（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

- ・対象となる医薬品の薬効の例  
かぜ薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬

（注）上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではありません。

※対象となる医薬品については、厚生労働省のホームページにて随時更新されています。

詳細については、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

### 添付する書類

特定一般用医薬品等購入費に係る領収書（特定一般用医薬品等に該当するものの金額が明らかにされているものに限り、）のほか、その年中に一定の健康診査（特定健康診査、定期健康診断、健康診査、がん検診等）や予防接種など特定の取り組みを行ったことを明らかにする書類を申告書に添付等する必要があります。一定の健康診査や予防接種など特定の取り組みを行ったことを明らかにする書類は、基本的には領収書や結果通知表になりますが、詳細については発行元の医療機関または保険者に問い合わせをお願いします。

### ⚠️ ご注意ください

これは平成29年中からが対象となるものです。今回（28年中）の申告は対象ではありません。